

広島県告示第六百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第三十四条の三の規定によつて、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成三十年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（東広島・安芸バイパス）（広島県東広島市八本松西五丁目地内から同県安芸郡海田町東海田字曾田地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

三 手続を開始する土地

1 収用の手続を開始する土地

広島県広島市安芸区中野東町字平原及び字甲斐崎並びに中野東六丁目地内

2 使用の手続を開始する土地

広島県広島市安芸区中野東町字平原及び字甲斐崎並びに中野東六丁目地内

四 法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

広島市安芸区役所